

今本『竹書紀年』の性格

平勢, 隆郎
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24620>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 20, pp. 45-68, 1992-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

今本『竹書紀年』の性格

平 勢 隆 郎

1 はじめに

『竹書紀年』は三世紀半ばに出土した戦国魏国の年代記である。この書物は後、唐末から南宋にかけての時期、恐らくは兩宋の間に散逸し、現在はそれまでの諸注釈に引用されたものを集めておおよその体裁をしのぶに過ぎない。これによれば、伝説の五帝からはじまり夏・殷・周と下り、春秋にはいるや晋紀年となり、やがて魏紀年により記されるようになる。

筆者は別に稿を草し、司馬遷の称元法に対する誤解を指摘し、あわせて『史記』六国年表を大幅に訂正してこれに替わる年表の骨格（以下「改訂年表骨格」）を提示し、その検討の際古本『竹書紀年』の体裁にも言及している。すなわち、『竹書紀年』はその体裁上各代君主の元年から薨卒年までの記録が続けられるわけであるが、魏武侯までの元年は立年であり（立年称元）、称王した恵文王以後の元年は立年の翌年（踰年称元）だという点、および晋紀年から魏紀年に替わるのは魏武侯元年だという点である。

このような体裁を念頭に置いた上で、『竹書紀年』の本来のあり方を復元しようとする時、まず使用し得るのは、当然ながら諸注釈所引の文辞に君主の年代が明記されているものである。つぎに、上記の改訂年表骨格を利用し『史記』所出の記録と対照の上、配列位置を探る方法がある。しかし、本来『史記』に欠けている内容については、後者の方法は使えない。

そこで注目されるのが、上記の紀年記述として漏れた内容をも含めて繋年する今本『竹書紀年』である。ところが、この書物は、『竹書紀年』が散逸した後、春秋以後の部分について、上記したような本来のあり方とは全く別の周王の紀年による年代記の体裁をとる、いわば再編集を経たものである。周王の名および配列には、『史記』六国年表（そのままでは使用

しえない点は上述)など後世の智見が影を落としているが、同表に一致するものではない。そのため、『史記』を是とする研究者からの評価も芳しくなく、また古本『竹書紀年』の輯佚が本格化した後、この古本を是とする研究者からも見捨てられたままである。古本『竹書紀年』の価値を云々し得るにいたった現在、これまでどおりの態度で接しつづけてよいのだろうか。

本論は、この今本『竹書紀年』の繫年のあり方から、古本に比較した場合の史料価値を検討する。仮にその変更に法則性が認められるのであれば、あるいはこれを逆に利用して古本本来のあり方を復元する史料として利用し得るかもしれないからである。また、今本にあって、現在集佚された古本や『史記』にない記録として、戦国時代前期に属する越の瑯邪遷都の記事があり、この年代の確定が我国への稲の渡来問題に深く関わる可能性がある¹⁾ので、事は中国戦国時代の問題のわくを越えるからでもある。

2 今本『竹書紀年』の繫年

今本『竹書紀年』が他の文献からの引用により成立したとの前提から、関連する諸史料を渉猟したのは、王国維『今本竹書紀年疏証』(以下『疏証』)であった。しかし、この作業を遂行したのは、後人が何を是とするかについて無用の議論を戦わせるのを防ぐためであり、今本『竹書紀年』をもとに議論を展開するためではない。今本『竹書紀年』の繫年の杜撰さからしてただちにこれを廃してもよいとすら述べているほどである(以上『疏証』序文)。それゆえ、彼はその作業から更に進んでその「杜撰さ」の程度をつめてはいない。

しかるに、『疏証』が提示する古本の繫年記事を管見する時、君主一代として比較的記録の多い戦国魏国の恵成王関係の記事では、繫年上の規則性を看取することができる。このことは、今本・古本両テキストの繫年上の関連性を示唆するものである。

そこで、議論の出発点となす意味からも、戦国時代について、今本に繫年された各記事と古本の有紀年記事(注釈に紀年記載のあるもの)とを比較して表化する作業が必要になる。《表1》の一部がこれに当たる。

今本『竹書紀年』は、錢大昕(『養新録』卷十三・竹書紀年)以来明人の編著と考えられている²⁾。この想定によれば、今

本の編者は、それ以前の例えば宋代の司馬光『稽古録』・『通鑑』や劉恕『通鑑外記』、呂祖謙『大事記』（以上北宋）、胡宏『皇王大紀』、邵雍『皇極經世』、章衡『編年通載』（以上南宋）などを参照し得たことになる。いまは知ることのできない古本テキスト関係史料の存在を議論する前に、まずはこれらの繫年記事との比較が必要となる。これについても《表1》に組み入れる。

一覧表をつくるのであれば、その他に繫年に関わると考えられる史料（それは多くの場合『疏証』がすでに提示している史料である）も示す必要があるだろう。とくに、古本『竹書紀年』のものが見なされる諸注釈引用記事が、今本『竹書紀年』の中でどのように繫年されているかは、古本・今本両者の関係を探る上での出発点となろう。

以上を念頭において、今本『竹書紀年』戦国時代部分の記事と他の繫年史料との比較、および宋代諸書・『史記』十二諸侯年表・六国年表との内容比較を一覧にしてみると《表1》のようになる。

また、《表1》に示した古本『竹書紀年』の有紀年記事との対比から、今本『竹書紀年』・『稽古録』・『通鑑外記』・『通鑑』・『大事記』・『皇王大紀』・『皇極經世』・『編年通載』および『史記』十二諸侯年表・六国年表の周王・晋公・魏君主の紀年配列を、それぞれの注記などを利用し薨卒年の形で一覧にしてみると、《表2》のようになる。

以上の表から明かになる点をまとめながら、以下具体的に検討しよう。

3 今本『竹書紀年』戦国時代部分繫年の性格

すでに述べたように、筆者は別稿において戦国年表の基本的枠組みについて試案を提示している。これは、中原諸国称王前は普遍的に立年称元による紀年が用いられており、戦国中期に称王した中原諸国においてのみ、称王後に踰年称元による紀年が用いられるにいたったという想定を軸に作成したものである。骨格に『史記』周秦本紀・諸世家所載の諸君主薨卒年を用い、古本『竹書紀年』と矛盾する部分については、この古本によるという方法で、適切な結果を得ている。古本『竹書紀年』では、称王した魏恵成王からが踰年称元、それ以前は立年称元による紀年が用いられたと考えられる（恵成王の称王前の部分については、本来立年称元であったが、踰年称元による紀年に書き換えている）。

この結果を前提として検討を進めるに当たり、まず確認しなければならないことがある。すなわち、本来立年称元によっ

〔表1〕今本テキストの出典および宋代諸書・史記表との内容比較

今本竹書紀年	古本竹書紀年 其他在《 》中	稽古録 (外紀)	通鑑	大事記	大紀	經世	通載	十二表 六國表
<敬王> 元年壬午								
八年晉頃公卒	《十二諸侯年表・敬王八年晉頃公薨》	○ (◎)	◎		×	◎	◎	◎
九年	《今本原注：晉定公元年》 《十二諸侯年表・敬王九年晉定公元年》							
十四年漢不見于天 二十六年晉青虹見 二十八年洛絶于周	晉定公六年漢不見于天〔御覽875〕 晉定公十八年青虹見〔御覽14〕 晉定公二十年洛絶于周〔水經洛水注〕	×	×		×	×	×	×
*****	晉定公二十五年西山女子化爲丈夫與之妻能生子其年鄭一女而生四十人二十人死〔開元占經113〕	△36年			36年			
三十六年淇絶於舊衛 三十九年晉城頓丘	晉定公二十八年淇絶於舊衛〔水經淇水注〕 晉定公三十一年城頓丘〔水經淇水注〕	×(◎) ×(◎)	×	×	◎	×	×	×
四十三年宋殺其大夫皇瑗于丹水之上。宋大水丹水壅不流〔水經灋水注〕	宋殺其大夫皇瑗于丹水之上。宋大水丹水壅不流〔水經灋水注〕	◎ ×	×	◎	×	×	×	×
四十四年王陟	《周本紀・四十二年敬王薨》《十二諸侯年表・敬王四十三年甲子崩》 *大事記・通鑑作四十四年	○ 43年 (○43年)	◎	◎	◎	◎	○ 43年	○ 43年
<元王>								
元年丙寅晉定公卒	《晉定公三十七年→頃王九年原注》 《六國年表・元王二年・晉定公卒時歲在丙寅》	○ 2年 (○2年)	◎	◎	◎	◎	○ 2年	○ 2年
二年	《今本原注：晉出公元年》 《六國年表・元王三年・晉出公錯元年》							
四年於越滅吳	《六國年表・元王四年・越滅吳》	◎△ (◎△)	△ 3年	×	△ 3年	◎	◎△	◎△
六年晉滄絶于梁	晉出公五年滄絶于梁〔水經滄水注〕	×	×	×	△ 5年	×	×	×
丹水絶三日不流	晉出公五年丹水絶三日不流〔水經沁水注〕	×	×	×	△ 5年	×	×	×
七年齊人鄭人伐衛	晉出公六年齊鄭伐衛〔水經濟水注〕	(○7年) ×	×	×	△ 5年	×	×	×
王陟	《六國年表・元王八年》 *敬王增一年，元王減一年	(○8年) ◎ (○8年)	◎	◎	△ 6年	△ 6年	○ 8年	○ 8年
<貞定王>								
元年癸酉於越徙都鄆郢	《吳越春秋十・句踐二十五年霸於關東從鄆郢起觀寧周七里以望東海》 *吳越春秋曰句踐二十一年滅吳，與元王四年條一致，又曰句踐二十七年卒，與貞定王四年條不一致。	×	×	×	△ 句踐卒後遷都	×	×	×
四年十一月於越子句踐卒是爲茨執次鹿郢立	晉出公十年十一月於越子句踐卒爲茨執次鹿郢立六年卒〔越世家索隱〕	×	×	×	○△ 5年卒	×	×	×
六年晉河絶于扈	晉出公十二年河絶于扈〔水經河水注〕	×	◎	◎	◎△	×	缺	×
七年晉荀瑤城南梁	晉出公三十(十三)年知伯瑤城高梁〔水經汾水注〕 *出公無三十年	×	×	×	×	×	缺	×
十年於越子鹿郢卒不壽立	句踐卒次鹿郢立六年卒……不壽立〔越世家索隱〕	×	×	×	×	×	缺	×

〈表1〉-2

十一年晉出公奔齊	《晉世家·出公十七年奔齊道死》 *六國年表曰出公十八年奔	×	△ 12年	◎	◎△	○ 12年	△ 12年	△ 12年	△ 12年 出公18
十二年河水赤三日	《通鑑外記／大事記·真定王十二年晉河水赤三日》	×	◎	◎	◎△	×	×	×	×
★荀瑤伐中山取窮魚之丘 *可能作者參考大事記真定王十一年荀瑤滅夙繇、十二年襲衛	荀瑤伐中山取窮魚之丘〔水經馬水注·初學記8·御覽64〕	×	×	×	×	×	×	×	×
十三年晉韓廩取秦武城	晉出公十九年韓廩取盧氏城〔水經洛水注〕	×	×	◎	×	×	×	×	×
十六年	《今本原注：晉出公二十二年》								
十七年晉出公薨乃立昭公孫是為敬公	出公二十三年奔楚乃立昭公之孫是敬公〔晉世家索隱〕	×	×	×	×	×	×	×	×
十八年	《今本原注：晉敬公元年》								
二十年於越子不壽見殺是為盲姑次朱句立	不壽立十年見殺是為盲姑次朱句立〔越世家索隱〕	×	×	×	×	×	×	×	×
二十二年楚滅蔡	《六國年表·定王二十二年楚滅蔡》	◎	◎	◎	◎△	○ 23年	◎	◎	◎
二十四年楚滅杞	《六國年表·定王二十四年楚滅杞》	◎	◎	◎	◎△	◎△	◎	◎	◎
二十八年	《今本原注：晉敬公十一年》								
王陟	《六國年表·定王二十八年》	◎	◎	◎	◎△	◎△	◎	◎	◎
<考王> 元年 *魏文侯立	《今本原注：晉敬公十八年》 *與安王十五年原注不合	×	×	×	×	×	×	×	×
十年楚滅莒	《六國年表·考王十年楚滅莒》	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎
十一年晉敬公卒	《>十二年》 *大事記作考王二年幽公薨，同四年幽公柳元年	△3年 (△元年)	△ 2年	△ 2年	×	△ 元年	△ 3年	△ 2年	△ 2年
十二年	《今本原注：晉幽公柳元年》								
魯悼公卒	《六國年表·考王十二年》	×	×	×	×	×	×	×	◎
十四年魯季孫會晉幽公于楚丘	晉幽公三年魯季孫會晉幽公于楚取郕密遼城之〔水濟水注·太平寰宇記<作幽公十三年>〕 *通鑑外紀曰周考王元年哀公卒，此年就是幽公十三年，大事記採之。	×	×	◎	×	×	×	×	×
十五年王陟	《六國年表·考王十五年》	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
<威烈王>									
元年丙辰	《六國年表·威烈王元年集解徐廣曰丙辰》								
三年晉大旱地生塵	晉幽公七年天旱地生塵〔書鈔146〕	×	×	×	×	×	×	缺	×
五年晉丹水出反瀦	晉幽公九年丹水出相反擊〔水經沁水注〕	×	×	×	×	×	×	缺	×
六年晉大夫秦繻賊幽公于高寢之上魏文侯立幽公子止	大夫秦繻賊幽公于高寢之上〔晉世家索隱〕 *從古本看此年是晉幽公十年，《六國年表》曰幽公十八年卒，從考王二年樣看此年是幽公十八年，從考王四年樣看是幽公十七年。	◎	◎	◎	×	◎	缺	◎	◎
七年	《今本原注：晉烈公元年》								

《表1》-3

趙獻子城泚氏	晉烈公元年趙獻子城泚氏 [水經沁水注]	×	㊦	㊦	×	×	缺	×
韓武子都平陽	晉烈公元年韓武子都平陽 [水經汾水注]	×	㊦	㊦	○	×	缺	×
八年趙城平邑	晉烈公四年趙城平邑 [水經河水注]	×	△	×	×	×	缺	×
九年楚人伐我南鄙至于上洛	晉烈公三年楚人伐我南鄙至于上洛 [水經丹水注]	×	×	×	×	×	缺	×
十一年田公子居思伐邯鄲圍平邑	晉烈公五年田公子居思伐邯鄲圍平邑 [水經河水注]	×	㊦	㊦	×	×	×	×
於越滅滕	於越子朱句三十四年滅滕 [越世家索隱·路史國名記<作朱句三十年>]	×	×	×	×	×	×	×
十二年於越子朱句伐郟以郟子鵠歸	晉烈公四年於越子朱句伐郟以郟子鵠歸 [越世家索隱]	×	○	△	△	×	×	×
十四年於越子朱句卒子翳立	朱句三十七年卒 [越世家索隱]	×	×	×	×	×	×	×
十六年齊田於及邯鄲韓拳戰于平邑邯鄲之師敗通遂獲韓拳平邑	晉烈公十年齊田於及邯鄲韓拳戰于平邑邯鄲之師敗通遂獲韓拳平邑 [水經河水注]	×	×	㊦	×	×	×	×
十七年魏文侯伐秦至鄭還築汾陰鄆陽	周威烈王之十七年魏文侯伐秦至鄭還築汾陰鄆陽 [水經河水注]	×	△	△	×	×	○	○
田悼子卒田布殺其大夫公孫孫公孫孫以廩丘叛于趙田布圍廩丘翟角趙孔肩韓師救廩丘及田布戰于龍澤田師敗通	晉烈公十一年田悼子卒田布殺其大夫公孫孫公孫孫會以廩丘叛于趙田布圍廩丘翟角趙孔肩韓師救廩丘及田布戰于龍澤田師敗通 [水經瓠子水注]	×	×	×	×	×	×	×
十八年王命韓景子趙烈子及我師伐齊入長垣	晉烈公十二年王命韓景子趙烈子翟員伐齊入長城 [水經汾水注]	×	△	×	×	×	×	×
二十三年上命晉卿魏氏趙氏韓氏為諸侯	《六國年表·威烈王二十三年命韓魏趙為諸侯》	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
二十四年王陟<安王>		㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
元年庚辰	《六國年表·安王元年·集解徐廣曰庚辰》							
九年晉烈公卒子桓公立	《>十年》	×	㊦	㊦	㊦	△	缺	㊦
十年己丑	《今本原注：晉桓公頃元年》 《六國年表·安王十年晉孝公頃元年》		孝公	孝公		孝公		孝公
十五年魏文侯卒 ※大風晝昏 ※晉太子喜出奔	文侯五十年卒 [越世家索隱] 烈公二十二年大風晝昏自晝至中。明年晉太子喜出奔 [御覽879] *按該年在今本排列上不應該在此。“明年”偶然與實年(文侯卒年)符合,但不應該據實年,恐怕編者錯入《史記》作魏文侯卒的其三十八年記事。《通鑑》晉烈公二十二年當周安王二年,就是在今本排列上的魏文侯三十七年,“明年”就是其三十八年。可謂在作成年表中的錯誤。	×	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
十六年封公子緜 ※二十一年韓滅鄭哀侯入于鄭	《今本原注：乙未魏武侯擊元年》 魏武侯元年封公子緜 [魏世家索隱] 魏武侯二十一年韓滅鄭哀侯于鄭 [韓世家索隱] *按錯以魏武侯為周安王。《六國年表》烈王元年韓滅鄭。	×	×	×	×	×	×	×
二十三年於越遷于吳	晉三十三年遷于吳 [越世家索隱]	×	×	×	×	×	×	×

(表1) - 4

二十六年王陟 魏城洛陽及安邑王垣	魏武侯十一年城洛陽及安邑王垣 [魏世家索隱]	◎ ×	◎ ×	◎ ×	◎ ×	◎ ×	◎ ×	◎ ×
七月於越太子諸咎殺其君翳 十月越人殺諸咎越滑與入立 孚錯枝爲君	翳三十六年七月太子諸咎殺其君翳十月粵殺諸咎 粵滑與入立孚錯枝爲君 [越世家索隱]	×	×	×	×	×	×	×
<烈王> 元年丙午	《六國年表·烈王元年·集解徐廣曰丙午》							
※魏公子緩如邯鄲以作難	惠成王七年公子緩如邯鄲以作難 [魏世家索隱] *參考古本據今本編者。此年應該排列在周顯王五 年。《六國年表》魏武侯卒在周烈王五年。	△ 5年	△ 5年	△ 5年	△ 5年	△ 5年	×	×
於越大夫寺区定越亂立初無 餘是爲奔安	明年大夫寺区定粵亂立初無餘之 [越世家索隱]	×	×	×	×	×	×	×
二年秦胡蘇帥師伐韓將韓 襄敗胡蘇于酸水	秦胡蘇帥師伐鄭韓襄敗秦胡蘇于酸水 [水經濟水注] *看顯王三十一年條	×	×	×	×	×	×	×
魏觸諸侯于范臺	《魏策》梁上魏嬰觸諸侯于范臺 *按。嬰與榮通 (耕部開口喉音)，魏榮就是惠 王，應在後一些。	×	×	×	×	×	×	×
※晉桓公邑哀侯于鄭韓山堅賊 其君哀侯	魏武侯二十二年晉桓公邑哀侯于鄭韓山堅賊其君哀 侯 [韓世家索隱·晉世家索隱<作韓哀侯趙敬侯並 以桓公十五年卒>] *在今本排列上此年是魏武 侯十六年。《六國年表》元年韓滅鄭。	×	×	×	×	×	×	×
六年 韓共侯趙成侯遷晉桓公于屯 留	桓公二十年趙成侯韓共侯遷桓公于屯留 [晉世家索 隱·水經濁漳水注<作梁惠成王元年>] *對於惠成王元年一致。《六國年表》安王二十六 年滅晉。	△ 安26廢 晉靖公	△ 安26 廢公	◎ 滅晉徙 靖公	×	△ 安26 滅晉	缺	△ 安26年 滅晉
趙成侯偃韓懿侯若伐我葵 *葵或蔡	梁惠成王元年趙成侯偃韓懿侯若伐我葵 [水經沁水 注·魏世家索隱<無梁惠成王元年。作懿侯伐我取 蔡而惠成王伐趙圍濁澤>]	△ 7年 伐魏戰 于濁澤	×	○ 伐魏。 戰于濁 澤	×	△ 7年 齊敗 趙魏	缺	×
***** *****	梁惠成王元年鞏師敗邯鄲師於平陽 [水經濁漳水注 太平寰宇記55相州臨漳縣<無元年>] 惠成王元年書晦 [開元占經101]							
七年王陟 我師伐趙圍蜀陽	惠成王伐趙圍蜀陽 [魏世家索隱] *《皇極經世》齊西敗趙魏之師于濁澤。參考六年	◎ ×	◎ ×	◎ ○ 敗於懷	◎ ×	◎ ○ 敗於懷	◎ ○ 敗於懷	◎ △ 6年 敗於懷
齊田壽帥師伐我圍觀降 一部《魏表》による108	梁惠成王二年齊田壽帥師伐趙圍觀降 [水經河水 注]	×	×	△ 顯元年	×	×	×	×
魏大夫王錯出奔韓 <顯王>	惠成王二年魏大夫王錯出奔韓 [魏世家索隱]	×	◎	×	×	×	×	×
元年癸丑	《六國年表·顯王元年·集解徐廣曰癸丑》	○	○	○	×	×	×	×
鄭城邢丘 秦子向命爲藍君	梁惠成王三年鄭城邢丘 [水經河水注] 梁惠成三年秦子向命爲藍君 [水經渭水注·太平寰 宇記26<作惠王命秦子>·長安志16藍田縣<作梁 惠成王命太子>]	×	×	◎ ×	×	×	×	×
二年河水赤于龍門三日 三年公子景賈帥師伐鄭韓明 戰于韓我師敗通	梁惠成四年二年河水赤于龍門三日 [水經河水注] 惠成五年公子景賈帥師伐鄭韓明戰于陽我師敗通 [水 經濟水注]	×	×	◎ ◎	×	×	×	×
四年夏四月甲寅徙邦于大梁	梁惠成王六年四月甲寅徙邦于大梁 [水經渠水注· 漢書高帝紀注·魏世家索隱<作九年>·孟予正義 <同上>]	△ 顯29	×	△ 顯29	×	△ 顯29	△ 顯29	×

《表1》— 5

<p>王發逢忌之載以賜民 *作者可能為與徙邦于大梁有關</p>	<p>梁惠王發逢忌之載以賜民〔漢書地理志注河南郡·左傳哀14正義〈引發作廢〉·御覽158·與地廣記5東京開封縣〕 *按漢書地理志曰或曰宋之逢澤也，或與魏滅宋有關</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>於越寺区弟思殺其君莽安次無諱立</p>	<p>無餘之十二年寺区弟思殺其君莽安次無諱立〔越世家索隱〕</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>五年雨碧于鄆 地忽長十丈有餘高尺半 七年我師伐邯鄲取列人我師伐邯鄲取肥 雨黍于齊 七年我與邯鄲輸次陽邑 王會鄭釐侯于巫沙 *****</p>	<p>惠成王七年雨碧于鄆〔御覽809·廣韻5·22昔〕 惠成王七年地忽長十丈有餘高尺半〔御覽880〕 梁惠成王八年惠成王伐邯鄲取列人，我師伐邯鄲取肥〔水經濁漳水注〕 梁惠成王八年雨黍于齊〔御覽877·842〈作雨黍〉〕 梁惠成王九年與邯鄲輸次陽邑〔水經洞溝水注〕 梁惠成王九年王會鄭釐侯于巫沙〔水經濟水注〕 梁惠成王九年晉取泲氏〔御覽163·太平寰宇記44澤州高平縣〈作泲氏縣〉〕</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>八年入河水于圃田又為大溝而引圃水 瑕陽人自秦導岷山青衣水來歸</p>	<p>梁惠成王十年入河水于圃田又為大溝而引圃水〔水經渠水注〕 梁惠成王十年瑕陽人自秦導岷山青衣水來歸〔水經青衣水注〕</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>九年秦師伐鄭次于懷城股 *作者可能為與天子致胙有關</p>	<p>秦師伐鄭次于懷城股〔水經沁水注〕 *按水經沁水注該前後記述，這可能與秦滅韓有關</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>十年楚師出河水以水長垣之外 龍賈帥師築長城于西邊</p>	<p>梁惠成王十二年楚師出河水以水長垣之外〔水經河水注〕 梁惠成王十二年龍賈帥師築長城于西邊〔水經濟水注〕</p>	×	×	◎	×	×	×	×
<p>鄭取屯留尚子</p>	<p>梁惠成王十二年鄭取屯留尚子湜〔水經濁水注·御覽163〈作尚子即長子之地也〉·太平寰宇記〈作屯留長子〉〕</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>十一年鄭釐侯使許息來到地平丘戶牖首垣諸邑及鄭馳地我取肌道與鄭鹿 王及鄭釐侯盟于巫沙以釋它陽之圍歸釐于鄭</p>	<p>梁惠成王十三年鄭釐侯使許息來到地平丘戶牖首垣諸邑及鄭馳地我取肌道與鄭鹿〔水經河水注水渠大典本·同載震校本〈作十一年〉〕 梁惠成王十三年王及鄭釐侯盟于巫沙以釋它陽之圍歸釐于鄭〔水經濟水注〕</p>	×	×	×	×	◎	×	×
<p>十二年魯恭侯宋桓侯衛成侯鄭釐侯來朝</p>	<p>梁惠成王十四年（魯恭侯宋桓侯衛成侯鄭釐侯來朝）〔魏世家索隱〕 *《六國年表》十三年</p>	×	×	△	×	×	×	△
<p>於越子無諱卒是為奚燭卯次無疆立</p>	<p>無諱八年薨是為奚燭卯〔越世家索隱〕 〈無疆〉蓋無諱之弟也〔越世家索隱〕</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>十三年邯鄲成侯會燕成侯于安邑 ***** *****</p>	<p>惠王十五年邯鄲成侯會燕成侯于安邑〔六國年表集解〕 梁惠王十五年遣將龍賈築陽池以備秦〔太平寰宇記10鄭州原武縣·元和郡縣圖志3鄭州原武縣〕 梁惠成王十五年〈自亥谷以南鄭所城矣〉〔水經濟水注〕</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>十四年秦公孫壯伐鄭圍焦城不克 秦公孫壯帥師城上枳安陵山民</p>	<p>梁惠成王十六年秦公孫壯帥師伐鄭圍焦城不克〔水經渠水注〕 梁惠成王十六年秦公孫壯帥師城上枳安陵山民〔水經渠水注水渠大典本·同全祖望及戴震校本〈作山民〉〕</p>	×	×	×	×	△	×	×
<p>邯鄲伐衛取漆富丘城之</p>	<p>梁惠成王十六年邯鄲伐衛取漆富丘城之〔水經渠水注〕</p>	×	×	◎	×	×	×	×
<p>齊師及燕戰于洵水齊師遁</p>	<p>梁惠成王十六年齊師及燕戰于洵水齊師遁〔水經鮑丘水注〕</p>	×	×	×	×	×	×	×
<p>***** 十五年齊田期伐我東鄙戰于桂陽我師敗遁</p>	<p>惠成王十六年邯鄲四圍寶壤多死〔開元占經101〕 梁惠成王十七年齊田期伐我東鄙戰于桂陽我師敗遁〔水經濟水注·孫子吳起列傳索隱〈作惠王·田忌·桂陵〉·田世家索隱〈作謂之徐州子期〉〕</p>	△	○	○	△	△	△	△
16年	齊伐	魏	16年	年齊	16年	16年	16年	桂陵

《表1》- 6

東周與鄭高都	梁惠成王十七年東周與鄭高都利「水經伊水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
鄭釐侯來朝中陽	梁惠成王十七年鄭釐侯來朝中陽「水經渠水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
宋景欒衛公孫倉會師圍我襄陵	梁惠成王十七年宋景欒衛公孫倉會師圍我襄陵「水經淮水注」	×	×	⊗	×	×	×	×	×
*****	惠成王十七年有一鶴三期於郟市「唐写本修文殿御覽殘卷」								
十六年王以韓師諸侯師于襄陵。齊侯使楚景舍來求成。郟之師敗我師于桂陵	梁惠成王十八年王以韓敗諸侯師于襄陵。齊侯使楚景舍來求成。公會齊宋之圍「水經淮水注」	×	△17	△17年	×	△17	△17	△17年	△17年
		○	○齊	○	○齊	○	○齊	○	○齊
		齊伐魏	伐魏	齊伐魏	伐魏	齊伐魏	伐魏	齊伐魏	伐魏
※十七年燕伐趙圍濁鹿趙靈王及代人救濁鹿敗燕師于勺梁「水經澠水注」	燕人伐趙圍濁鹿趙武靈王及代人救濁鹿敗燕師于勺梁「水經澠水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
	*六國年表趙武靈王元年是周顯王四十四年。這記事應延後一些。因而據實際年代來說，趙武靈王元年是周顯王四十七年。								
晉取元武。潯澤	梁惠成王十九年晉取元武。潯澤「水經汾水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
十八年齊築防以爲長城	梁惠王二十年齊閔王築防以爲長城「蘇秦列傳正義·水經立水注<作齊築防>」	×	×	×	×	×	×	×	×
★十九年王如衛命公子南爲侯	衛將軍文子爲子南亦卒其後有子南勳。勳朝于魏後惠成王如衛命公子南爲侯「水經汝水注·周本紀集解·漢書武帝紀<作其後有子南固子南勳>」	×	×	×	×	×	×	×	×
二十年									
★二十一年魏股臣趙公孫衰伐燕還取夏屋城曲逆	魏股臣趙公孫衰伐燕還取夏屋城曲逆「水經沁水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
★二十二年王寅孫何侵楚入三戶郟	王寅孫何侵楚入三戶郟「水經丹水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
楚伐徐州	越子無論堯後十年楚伐徐州「越世家索隱」	×	×	×	×	×	×	×	×
★二十三年魏章帥師及鄭師伐楚取上蔡	魏章帥師及鄭師伐楚取上蔡「水經汝水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
★孫何取潁陽	孫何取潁陽「水經潁水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
※秦孝公會諸侯于逢澤	秦孝公會諸侯于逢澤「六國年表集解·水經渠水注」 *六國年表曰周顯王二十七年	×	×	△27年	×	×	×	△27年	△27年
絳中地毋西絕于汾	梁惠成王二十五年絳中地毋西絕於汾「水經汾水注」	×	×	×	×	×	×	×	×
二十四年魏敗韓馬陵	(惠成王二十六年) 敗韓馬陵「魏世家索隱」								
二十五年									
二十六年穰疵帥師及鄭孔夜戰于梁赫鄭師敗遁	梁惠成王二十八年穰疵帥師及鄭孔夜戰於梁赫鄭師敗遁「水經渠水注永樂大典·同朱謀潭本<作穰苴>」	×	×	×	×	×	×	×	×
與齊田盼戰于馬陵	(惠成王) 二十八年與齊田盼戰于馬陵「魏世家索隱·田世家索隱<作威王十四年田盼伐梁>·孫子吳起列傳<作二十七年十二月齊田盼敗梁>」	△28年							
二十七年五月齊田盼及宋人伐我東鄆圍平陽	(惠成王) 二十九年五月齊田盼及宋人伐我東鄆圍平陽「水經泗水注·魏世家索隱<作田盼我東鄆>」	×	×	×	×	×	×	×	×
九月秦衛鞅伐我西鄆	(惠成王) 二十九年九月秦衛鞅伐我西鄆。十月邯鄲伐我北鄆。王攻衛鞅我師敗遁「魏世家索隱」	×	×	×	×	×	×	×	×
十月邯鄲伐我北鄆		×	×	×	×	×	×	×	×
王攻衛鞅我師敗遁		×	×	×	×	×	×	×	×
二十八年城濟陽	梁惠成王三十年城濟陽「水經濟水注」	×	×	⊗	×	×	×	×	×
秦封衛鞅于郛改名曰商	梁惠成王三十年秦封衛鞅于郛改名曰商「水經濁水注·路史國名記」	△29年							
二十九年卒遷于薛	梁惠成王三十一年卒遷于薛「水經泗水注·魯世家索隱」	×	×	×	×	×	×	×	×

(表1) - 7

三月爲大溝于北郭以行圃田之水 三十年	隱<作下祁>·孟嘗君列傳索隱<作下祁·三十年> 梁惠成王三十一年三月爲大溝於北郭以行圃田之水 [水經渠水注]	×	×	×	×	×	×	×
★三十一年秦蘇胡帥師伐鄭韓 襄敗秦蘇胡于酸水	秦蘇胡率師伐鄭韓襄敗秦蘇胡于酸水 [水經濟水注]] *看烈王二年	×	×	×	×	×	×	×
三十二年								
※三十三年鄭威候與邯鄲圍襄陵	威候七年與邯鄲圍襄陵 [韓世家索隱] *在六國年表及其他史料上該年不在此 *按諸書據漢明年改元之例解釈	×	×	×	×	×	×	×
三十四年魏惠成王三十六年 改元稱一年		○ 35魏後 元元年	○ 35年 後元 元年	○ 35年 魏 惠王 後元 元年	×	○ 惠王 卒	○ 35年 後元 元年	○ 惠王 卒 35 襄王 元 年
王與諸侯會于徐州	《六國年表·顯王三十五年·與諸侯會徐州》 *作者將六國年表周顯王三十五年條提前一年,因 爲他認爲魏惠成王在後元十七年薨。	△ 35年	△ 35年	△ 35年	△ 35年	×	×	△ 35年
※於越子無疆伐楚	*恐怕作者按三十六年條提前一些。	×	×	○	×	×	×	×
★三十五年楚吾得帥師及秦伐 鄭圍綸氏	楚吾得帥師及秦伐鄭圍綸氏 [水經潁水注·後漢書 黃瓊傳注·路史後紀十三]	×	×	×	×	×	×	×
三十六年楚圍齊于徐州遂伐 於越殺無疆	《六國年表·周顯王三十六年·齊宣王十年·楚圍 我徐州》 *據越世家,此時殺無疆。	×	○ 35年 滅越	○ 35年 無 疆薨	△ 35年	△ 35年	○ 伐齊	○ 伐齊
三十七年								
三十八年龍賈及秦師戰于離 陰我師敗遁	《魏世家·襄王五年·秦敗我龍賈軍四萬五千于離 陰》 *六國年表等襄王五年當周顯王三十九年, 跟三十四年條一樣提前一年。	×	×	×	×	×	×	×
※王會鄭威候于巫沙	威候七年五月梁惠王會威候于巫沙 [韓世家索隱] *這年不在此,恐怕不知威候跟宣惠王同一個人	×	×	×	×	×	×	×
三十九年秦取我汾陰皮氏	《六國年表·顯王四十年·魏襄王六年·秦取我汾陰 皮氏》 *跟三十四年條一樣提前一年。	×	△ 40年	△ 40年	△ 40年	△ 40年	×	△ 40年
四十年								
※四十一年秦歸我焦曲沃	*六國年表周顯王四十年有這條,跟三十四年、 三十九年條不一樣提後一年,不應該在此。	×	△ 42年	△ 39年	×	×	×	×
四十二年九鼎淪泗沒于淵	《史記封禪書·或曰宋太丘社亡而鼎沒于泗水彭城下 其後百一十五年而秦并天下》 *該百一十五年前當 周顯王四十三年,按跟三十四年條一樣提前一年	×	×	×	×	×	×	×
四十三年								
四十四年								
四十五年楚敗我襄陵	《六國年表·顯王四十六年·楚敗魏襄陵》 *跟三十四年條一樣提前一年。	×	×	×	×	×	△ 46年	△ 46年
四十六年								
四十七年								
四十八年王陟 <慎親王>		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
元年辛丑	《六國年表·慎親王元年·集解徐廣曰辛丑》							
※秦取我曲沃平周	*王國維指出同條在六國年表顯王四十七年。	×	△ 隱元	△ 隱元	△ 隱元	×	×	×

《表1》- 8

		○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
二年魏惠成王薨	《六國年表·慎觀王二年·魏惠成王三十六年》 *王國維曰史記集解謂惠成王三十六年改元稱一年改元後十七年卒此從集解說。	○	◎	◎	◎	×	×	○	△	○	○
										襄王卒	襄王卒
三年今王元年	《六國年表·慎觀王三年·魏哀王元年》		◎	○	○						
			襄王	襄王							
四年											
五年											
★六年鄭候使韓辰歸晉陽及向二月城陽向更名陽為河雍向為高平	鄭候使韓辰歸晉陽及向二月城陽向更名陽為河雍向為高平〔水經濟水注·趙世家索隱<末二句作魏襄王四年>〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
○隱王○											
元年丁未	《六國年表·周赧元年·集解徐廣曰丁未》	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※十月鄭宣王來朝	威候七年十月鄭宣王來朝〔韓世家索隱〕 *這年不在此，看周顯王三十七年王會條。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
燕子之殺公子平不克齊師殺子之醜其身	子之殺公子平，齊人禽子之而醜其身也〔燕世家索隱〕 *王國維曰據六國年表事在此年。 《六國年表·周赧元年·燕王噲七年》	○	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎
											皆死
三年齊地景長丈餘高一尺	周隱王二年齊地景長丈餘高一尺〔御覽880〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
※魏以張儀為相	*魏世家哀王九年〔據六國年表是周赧王五年〕張儀相魏	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
秦王來見于蒲坂關	魏襄王七年秦王來見于蒲坂關〔水經河水注〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
四月越王使公帥隅來獻舟三百箭五百方及犀角象齒焉	魏襄王七年四月越王使公帥隅來獻舟始罔及舟三百箭五百方及犀角象齒焉〔水經河水注〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
※五月張儀卒	梁哀王九年五月卒〔史記張儀傳索隱宋黃善本及清殿本·同汲古閣本<作安僑王>·同明游明本<作令王>〕 *應在五年。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		(5年)	6年								
四年翟章伐衛	魏襄王八年翟章伐衛〔魏世家索隱〕 *大事記曰魏伐衛拔二城	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○
			伐衛	拔二城						伐衛	魏伐衛
魏趙將韓平	威候八年<魏>敗<趙將>韓平〔韓世家索隱〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
五年洛人成周山水大出	魏襄王九年洛人成周山水大出〔水經洛水注〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
六年十月大霖雨疾風河水酸澀	魏襄王十年十月大霖雨疾風河水溢酸澀鄧〔水經河水注〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
楚庶章帥師來會我次于襄丘	(襄王)十年楚庶章帥師來會我次于襄丘〔水經濟水注水業大典本及朱謀譔本。趙一清及戴震校本改作九年〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
★七年翟章救次于南屈	翟章救次于南屈〔水經河水注〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
八年秦公孫爰帥師伐我皮氏翟章帥師救皮氏圍疾西風	魏襄王十三年秦公孫爰帥師伐我圍皮氏翟章帥師救皮氏圍疾西風〔水經汾水注〕 *大事記曰赧王八年秦遂公孫衍其後為魏所殺<魏襄王>十三年城皮氏〔水經汾水注〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
九年城皮氏		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
十年											
十一年											
十二年秦拔我蒲坂晉陽封谷	<魏襄王十六年秦拔我蒲坂>晉陽封谷〔魏世家索隱〕 *諸書無晉陽封谷之字	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十三年邯鄲命吏大夫奴遷于九原將軍大夫適子皮史皆貂服	魏襄王十七年邯鄲命吏大夫奴遷於九原又命將軍大夫適子皮史皆貂服〔水經河水注〕	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		8年	7年	8年	7年	8年	8年	8年	8年	8年	8年
		胡服	胡服	胡服	胡服	胡服	胡服	胡服	胡服	胡服	胡服
十四年											
十五年薛候來會王于釜丘楚人雍氏楚人敗	魏襄王十九年薛候來會王于釜丘〔水經濟水注〕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
十六年王與齊王會于韓	<六國年表·赧王十六年·魏襄王與齊王會于韓>	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○
			魏王	魏襄王							魏王

〔表2〕戦国時代国王・晋魏君王薨卒年および配列一覧

299 315 318 319 321 335 336 369 371 376 387 393 402 420 422 426 430 438 439 440 441 452 457 458 459 469 470 475 476 477																	西 曆 前	
隠16慎6	慎2 顯48	顯33烈7	烈5	安26安15安9	威24威6	考15考11	定28定17	定11	元7	元1 敬44	周王	今本竹書 魏君主 (真)						
襄20	後17 (16)	惠35 (36)	武16 (26)	桓6 烈27 文54 (48)(29)	幽10 (18)	敬22 (21)	出23 (23)	出17		定37 (37)								
* *	* 後16	顯34 惠36	* *	* * * * *	* * * * *	* 考3 哀20	* *	* *	元8	元2 *	敬43	周王 晋魏君	稽古録					
					* 威4 幽8	* 考1 哀18	* *	* *	元8	元2 *	敬43	周王 晋魏君	通鑑外記					
* *	* 後16	顯34 惠36	* *	* * * * *	* * * * *	* 考2 哀18	* 定12 出18	* *	* *	* *	* *	周王 晋魏君	通鑑					
* *	* 後16	顯34 惠36	* *	* * * * *	* * * * *	* 考3 考2 哀20 哀19	* *	* *	* *	* *	* *	周王 晋魏君	大事記					
* *	? *	? *	* *	* * * * *	* * * * *	* 威4 幽17	* 考1 定29 哀19 <思1>	* 定11 出16	* 元6	* *	* *	周王 晋魏君	皇王大紀					
緡16 哀20	* 襄16	顯34 惠36	* *	* * * * *	* * * * *	* 考2 哀19	* 定29 出18 <思1>	* 定12	* 元6	* *	* *	周王 晋魏君	皇極經世					
緡16 襄19	慎3 後17	顯34 惠36	* *	* * * * *	* * * * *	* 考3 哀19	* 定12 出18	* 元8	* 元2 *	* 敬43	周王 晋魏君	編年通載						
緡16 哀20	* 襄16	顯34 惠36	* *	* * * * *	* * * * *	* 考3 哀19	* 定12 出18	* 元8	* 元2 *	* 敬43	周王 晋公 魏君主	六国年表						

《表1》凡例

- 1: 「稽古録」は司馬光『稽古録』、「外紀」は劉恕『通鑑外紀』、「通鑑」は司馬光『資治通鑑』、「大事記」は呂祖謙『大事記』、「大紀」は胡宏『皇王大紀』、「經世」は邵雍『皇極經世』、「通載」は章衡『編年通載』、「十二表」は『史記』十二諸侯年表、「六國表」は『史記』六國年表である。
- 2: 「稽古録」以下の各覧における「◎」・「○」・「△」・「×」の意味は以下のとおり。
 - ◎ ……今本『竹書紀年』の記事と周王繫年・内容とも一致するもの。
 - ……同じく内容が一致し、配列上の絶対年代が一致（周年年代はずれる場合あり）するもの。
 - △ ……同じく内容は一致するが、年次配列に相違が見られるもの（絶対年代も不一致）、および内容の一部に相違が見られるもの。相違する点を簡単に注記する。
 - × ……同じく関連する記載が見られないもの
- 3: 「今本竹書紀年」の覧に [] で囲んだものは、繫年のもとになる記述が古本竹書紀年以外にあることを示す。
- 4: 「古本竹書紀年等」の覧に [] で囲んだものは、現在入手し得る古本竹書紀年関係史料では、繫年不能のものである。
- 5: 「今本竹書紀年」の覧の左端に「※」を付したものは、現在入手し得る史料から判断する限り、今竹書紀年の骨格による繫年が誤っているものを示す。注記に注目されたい。
- 6: 同じく「★」を付したものは、現在入手し得る史料では、いかなるものによっても繫年できない場合を示す。
- 7: 「今本竹書紀年」と「古本竹書紀年」の向覧に跨って [] で囲んだものは、越世家索隠によって繫年された越関係記事である。
- 8: 「今本竹書紀年」の覧に「*****」で示した記事は、現存する諸注釈に見られる古本『竹書紀年』の有紀年記事を、今本『竹書紀年』が採用していない場合を示す。
- 9: 各覧に「*」で示した部分は、筆者の注記である。

《表2》凡例

- ◆周王・晋魏君主（晋公・魏侯・魏王、恵成王後元を含む）薨卒年及び配列は今本『竹書紀年』のみ全て示す。
- ◆晋魏君主の薨卒年に当たる周王の紀年も示す。
- ◆稽古録以下は、今本『竹書紀年』の配列と相違する部分のみ具示し、同じ場合は「*」で示す。
- ◆晋の孝桓公（孝公・桓公）の六年は魏文侯卒年を示したものの。
- ◆周安王九年の下の管烈侯の卒年につき、< >中に別の年次を示した場合は、両者が配列上混在する。
- ◆同じく周威王六年の下の管幽侯卒年につき、『通鑑』の覧に< >を使用したのは、『通鑑』の注記が「十八年」とするのにも、配列上実際は「十九」年になることを示す。
- ◆以上魏恵成王後元改元を除き全て踰年称元により配列する結果となっている。
- ◆周王・晋魏君主はすべて略号にて示してある。以下のもの以外は、周王については「王」、晋公については「公」、魏侯については「侯」、魏王については「王」を付せばよい。
 - <周王>定（貞定王）、威（威烈王）、慎（慎親王）、赧（王赧）
 - <魏王>恵（恵成王）、後（恵成王後元）
- ◆ただし、文献一般について略称が普及しているため一見文献ごとくに相違するがごとき例は以下のとおり。
 - <晋公>敬公・哀公（敬哀公・敬懿公）、孝公・桓公（孝桓公）
 - <魏王>襄王・哀王（襄哀王）
- ◆今本『竹書紀年』の覧に「真」と示したのは、本来の薨卒年（魏恵成王については、後元改元年次）で、魏武侯以前は全て立年称元によって配列すべきものである（魏恵成王三十六年と後元元年とは同一年）。

ているはずの部分まで踰年称元によって配列している以上、今本『竹書紀年』の繫年自体は誤りだという点、及びなお検討を進める理由が、その繫年のもとになった史料がどの程度再繫年できるのかを探るにあるという点である。

まず、今本『竹書紀年』戦国時代部分（便宜的に周敬王以後を扱う）と宋代の諸書との関係について検討したい。《表1》をもとに補充作成した《表2》に示したように、これらは、いずれも周王の紀年（踰年称元による）によって繫年するという共通性がある。ここに注目したいのは、今本『竹書紀年』戦国時代部分の周王・晋魏君主の年次配列に関する以下の点である。

◆『史記』六国年表のそれとは異なる部分が多々ある。

◆もともと共通性を有するのは『大事記』である。

◆『大事記』と相違するのは、晋の敬公（哀公・敬哀公）の卒年と幽公の在位年、および魏惠成王後元年次である。

◆後元改元に関する解釈は、他の宋代諸書とも相違する。

以上のうち第三、第四に述べた後元改元については、実は歴代の注釈家や近代以降の研究者の間でもしばしば論議された問題に関わる。すなわち『春秋経伝集解』（淳熙小字本）後序が古本『竹書紀年』を引いて述べた「恵王三十六年改元従一年始至十六年而称惠王卒」、ならびに魏世家集解引く荀勗が古本『竹書紀年』に基づいて述べたと考えられる「立三十六年改元称一年改元後十七年卒」をめぐる議論である。問題は、恵成王三十六年と後元元年との関係（三十六年が後元元年か、あるいはその翌年が元年か）、および最後の後元年次はいつか（十六年か十七年か）である。

別稿では、三十六年がすなわち後元元年であり、後元十六年に恵成王が薨じたとして適切な結果が得られている。三十六年の途中に改元を明示する文言が記されていたに相違ない（そして北宋諸書が、三十六年と後元元年を分けていることからすると、武侯以前の書式と同様、後元元年が独立して記されていたであろう）。唐以前の注釈家がこれを漢の明年改元（改元を宣言した年には改元せず、踰年して正月に改元する）の例に沿って解釈したことが、古本テキスト散逸後の議論を複雑にした。上記の『春秋経伝集解』後序は、明年改元の例に照らし、三十六年に改元を宣言して踰年して元年としたと解釈し、後元年間は十六年をもって終わると説明したのであり、魏世家集解引く荀勗は、漢の明年改元を念頭に置いた上でこれを後代の例に沿って説明しなおし、改元を宣言した年（三十六年）から数えれば十七年目（後元十六年）に恵成王が死んだとし

たのである。荀勗が「立三十六年」と表現した「立」は、恐らく後元に対して用いた言い方で、立年（踰年元年の前年）そのものを基準にするという意味ではあるまい。いずれも古本のテキストを實見した判断であり、説明の相違はあれ、同じ状況を解説しているのである。《表2》に示したように、今本の編者は、荀勗の説明を採用して骨格に利用していることになる。

しかし、今本の編者は、問題の「十七年」を實在の年次と解釈したらしい。後元年間（周顯王三十四年―慎親王二年）に関わる記事は、顯王三十六年の場合を除いてすべて六国年表（魏世家參照）の年次より一年前に位置づけられ、恵成王の薨年がその十七年になっているからである（《表1》「古本竹書紀年等」の覽）。顯王三十六年の記事がずれていないのは、内容が齊に関わるためと考えられる。「後元十六年恵成王卒」の記事を配列するに当たって、直接古本のテキストによつたのではなく、魏世家集解を独自の判断基準で採用したことになる。この部分に限るにしても、古本の殘簡が存在しなかつた傍証にならう。さらに述べれば、この後元年次の部分について、諸注釈には古本の有紀年記事がいくつつか引用されている。しかるに、今本にはこれらに重なる記事がひとつとしてないのも、同じく古本の殘簡を利用しなかつたためであらう。

次に、《表1》によつて、今本『竹書紀年』の繫年のもととなつた史料群に目を向けて見よう。「今本竹書紀年」の覽の左端に「※」・「★」を付したものの、および〔 〕で囲つた記事以外は、実は《表2》を作成するもととなつた記事でもある。すなわち、これらを各々の年次によつて配列し、ところどころ『大事記』等を参照して骨格とすれば、今本『竹書紀年』における繫年の概要がでさあがるわけである。

これらは、古本『竹書紀年』の記事として、『史記』素隱や『水経注』等に引用されたものであるが、その他に「今本竹書紀年」の覽に〔 〕で囲んだ記事がある。これらは、『史記』などの記載を補入繫年したものである。これらを繫年するに当たつては、すべて六国年表により周王の紀年に改めてから、『表2』にしめた今本『竹書紀年』の骨格に合わせている。すでに検討した後元年次の記事は、ほぼこれに当たる。後元十六年間を十七年間とする必要から、六国年表によつて得られる周王年次より一年前に繫年している点はすでに述べた通りである。

〔 〕で囲んだ記事は、これらとは別の方式で繫年している。この記事群は、越に関するもので、出典は越世家素隱と見なせる。というのは、もし仮にこれらが古本『竹書紀年』の殘簡によつて繫年されたものとすれば、別稿²で作成した戦国年

表に矛盾する事態が惹起されるからである。越世家索隠では、司馬貞が古本『竹書紀年』を踰年称元により解釈して、越王の薨年・立年の記事の年代的關係を提示している。しかるに、本論の前提となっている議論でもあるが、本来立年称元によつてゐる紀年を踰年称元により配列した際、薨年次を一年減らすことに気づかないと一代ごとに一年づつのだぶつきを生ずる。これに気づくためには、立年称元と踰年称元に関する正確な理解が不可欠である。今本『竹書紀年』は、そのだぶつき解消の意志の有無に関わらず、古本『竹書紀年』に本来あつた年次を一部の君主についてまとめて削つた配列をしている。今本の編者が古本の残簡によつて繋年したと仮定すると、これを晋や魏の君主の年次として扱ひ、(残簡の)部分部分のまゝとまりごとに上述の骨格に合わせるはずだから、古本を解釈した索隠とは当然ながら矛盾してくるはずである。しかるに、全く索隠に一致するものとなつてゐるから、少なくとも[]で囲んだ越關係記事は、古本『竹書紀年』の残簡によつて繋年してゐるのではないことになる。ここでも、一部とはいへ古本の残簡は存在しなかつた傍証が得られる。

問題は「今本竹書紀年」の覽の左端に「※」・「★」を付した記事群である。「※」を付した記事は、『表1』に個別に注記したように、今本『竹書紀年』の骨格に合わないだけでなく、今本の繋年に使用した古本『竹書紀年』の記事との關係でも、孤立無縁である。従つてこれらは、今本の編者が恣意的に配列した可能性を考慮しなければならぬ。

例えば、周安王二十一年の記事は、古本では「魏武侯」二十一年の記事であつたものを、「安王」に読み換えたものである。これは、今本の編者が配列上武侯の卒年をその十六年にしたため、それ以降の年次を有する記事をそれ以前に配列する必要に迫られたからであろう。結果として六国年表に鄭が滅ぼされた年とする周烈王元年より五年遡ることとなつた。周烈王二年の「晋桓公云々」の記事も、古本では魏武侯二十二年の記事である。こちらの場合、何故か六国年表の年次を重視したようで、その翌年(烈王二年)に位置づけてゐる。ちなみに古本の方でも鄭滅亡の翌年である。烈王元年の「魏公子緩如邯鄲以作難」の記事などは、古本の年次「魏恵成王七年」を使つて今本の骨格に合わせてもこの年にはならないし、魏世家が恵成王の即位時に公子緩と争つたとするのにも合わない。

「★」を付したものは、記事そのものは古本『竹書紀年』の記事として諸注釈に見えるものであるが、いずれも紀年が記されていない。しかも、それらの内容は、『史記』に見ぬのもので、六国年表を利用することができない。もし仮に今本の編者が古本の残簡を得ていたとすれば、その繋年自体が実に意味を持つものとなるはずである。しかるに、上述の結果から

は、この「★」を付した記事を除くと、いずれも古本『竹書紀年』の残簡にはよっていないと判断できるのである。従って、この「★」を付した記事も、「※」を付した記事と同様に今本の編者が恣意的に配列した可能性を考慮しなければならぬ。実際この「★」を付した記事を具体的に検討してみると、例えば周顯王十七年の「燕伐趙云々」の記事は趙の武靈王の記事であるが、六国年表ではその即位年は周顯王四十三年（魏襄王九年）であり、筆者作成の改訂年表でも魏恵成王後元（『史記』はこれを襄王とする）九年（周顯王四十七年）である。従って、この年に繫年した史料の根拠はないといつてよい。

冒頭に繫年記事としての真価に興味を表明した越の琅邪遷都の記事は、〈表1〉を通覧すれば明かなように、戦国時代部分について実に特異な位置を占めている。すなわち、この記事と顯王四十二年の「九鼎淪泗没于淵」を除くと、諸書所引の古本『竹書紀年』記事および六国年表所載の記事ばかりである。顯王四十二年条も『史記』封禪書よりの引用と見られることを考え合わせると、『呉越春秋』が繫年の典拠と見られることの特異性がより際だつ。他の越関係記事の多くが、魏世家索隱の記述を今本の骨格に合わせて配列したものであることは、如上の検討の通りである。この点からしても、この遷都記事だけを、古本『竹書紀年』の残簡によつたと想定するのは困難である。琅邪遷都の問題は、古本『竹書紀年』を関わりることなく議論すべきであることが、より明かとなる。

以上を考慮して、今本『竹書紀年』戦国時代部分の編纂過程を推測してみると、以下のようになる。

◆『稽古録』・『通鑑外紀』・『資治通鑑』を参照しつつ『大事記』を骨格とした。

◆周敬王三十六年の記事を『通鑑外紀』に合わせ、古本佚文の晋定公関係有紀年記事を繫年。同四十三年条を『大事記』に合わせて繫年。

◆周貞定王六年・十三年条を『大事記』に合わせ、古本佚文の晋出公関係有紀年記事を繫年。

◆周考王十四年条を『大事記』に合わせ、古本佚文の晋幽公関係有紀年記事を繫年。同威烈王六年条を『大事記』に合わせて繫年。

◆周威烈王七年の二条および十一年・十六年条を『大事記』に合わせ、古本佚文の晋烈公有紀年関係記事を繫年。

◆周安王十五年条を『大事記』に合わせ、古本佚文の魏武侯関係有紀年記事を繫年。ただし、古本佚文の同十七年以降

の条は、その年次そのものを疑い恣意的に配列。

◆周顯王元年「鄭城」条・二年条他多数の条を『大事記』に合わせ、古本佚文の魏恵成王関係有紀年記事を繫年。

◆周隱王四年「伐衛」条・十二年条を一部内容の一致から『大事記』に合わせ繫年し、これをもとに古本佚文の魏襄王関係有紀年記事を繫年。

◆以上、古本佚文は『史記』素隠・『水経注』・『御覽』による（現在輯佚分を網羅してはいない）。

◆六国年表からの抜粹記事を、周王年次を『大事記』に合わせ配列。

◆ただし、後元年次には独自の解釈を下し、『史記』の襄王年次を一年ずらして使用。

◆古本佚文のうち、『史記』素隠所載の越関係記事を、今本テキストの骨格に合わせて繫年。周貞定王四年句踐卒条を基準にする。

◆越の琅邪遷都を『吳越春秋』により滅吳の四年後として貞定王元年に繫年。同書のいう句踐二十七年卒に合わせると貞定王二年となるが、矛盾を承知でこれを無視。

◆その他、古本佚文の紀年を欠く記事を恣意的に配列。

4 春秋以前部分の今本『竹書紀年』

戦国時代に関する上記の検討をもとに春秋時代以前について見てみよう。王国維『今本竹書紀年疏証』によって検討すれば、ほとんどの記事について今我々が目にするのできる古本『竹書紀年』の記事によっては繫年していないことが明らかである。また、全体の骨格に重要な意味をもつ周王薨年（陟年・崩年）年次が何に基づくかを一覽にしてみると、〈表3〉のようになる。

(表3) 歷代帝王薨年(崩年)一覽

帝王	今本 竹書	古本 竹書	通鑑 外紀	皇極 經世	皇王 大紀	編年 通載	帝王 世紀	御覽	路史 後紀	史記 本紀
黃帝	100		100/101							
少昊										
帝顓頊	78		78		78		78			
帝嚳	63		75/63				70	<80>63	63	
帝堯	100		98	72	98	98	98			98
帝舜	50		50	61	48	50				
帝禹	8	立45	9	27	8	10				10
帝啓	16	29	9	9	9		10			
帝太康	4		29	29	29	29			29	
帝仲康	7		13	13	13	13				18
帝相	28		28	28	27	28				
帝少康	21		21	46	62	49				46
帝杼	17		17	17	17	17	17			27
帝芬	44	44	26	26	26	26	26	26		26
帝芒	54	58	18	18	18	18	13			
帝泄	25	21	16	16	16	16	16			26
帝不降	59		59	59	59	59	59			
帝扈	18		21	21	22	21	21			21
帝廩	8		20	21	21	20	20			20
帝孔甲	9		31	31	31	31				
帝昊	3	3	11	11	13	11				11
帝發	7		13	19	19	19	12			
帝癸			51	51	41					
殷湯	29		13	13	30					2
外丙	2		2							
仲壬	4		4							4
太甲	12		33	33	33	33				
沃丁	19		29	29	29	29	30			
小庚	5	(25)	25	25	25	25				
小甲	17	(17)	36	17	17		57			
雍己	12	(12)	13	12	12	12				
太戊	75	(75)	75	75	75	75				
仲丁	9	(11)	11	13	13	11				
外壬	10	(15)	15	15	15	15				
河亶甲	9	(9)	9	9	9	9				

自禹至桀十七世有王與無王用四百七十一年(《通鑑外紀》引、《文選六代論》注引、《夏本紀》集解引、同案隱引古本竹書紀年,王國維案此部數與上諸帝在位之年數不合)

〈表3〉-2

祖乙	19	(19)	19	19	19	19	
祖辛	14	(16)	16	16	16	16	
開甲	5	(25)	20	25	25	20	
祖丁	9	(32)	32		32	32	
南庚	6	(29)	29		25	29	
陽甲	4	(17)	17	7	7	17	
盤庚	28	(20)	20	20	28	18	
小辛	3	(21)	21	21	27	21	
小乙	10	(28)	11	28	28	20	
武丁	59		59	59	59	59	59
	《書無逸》59						
祖庚	11	(7)	7	7	7	7	
祖甲	33	(16)	16	33	33	16	
馮辛	4	(6)	6	6	6	6	
庚丁	8	(31)	6	21	21	21	23
武乙	35	35	4	4	4	4	
文丁	13	(3)	3	3	3	3	
帝乙	9		37	37	37	37	37
帝辛			33	32	32	33	
	五十二年庚寅周始伐殷（《唐書歷志》引古本竹書紀年武王十一年伐殷） 湯滅夏以至于受二十九王用歲四百九十六年（《殷本紀》集解引、《文選六代論》注引、《通鑑外紀》引古本竹書紀年二十九王四百九十六年，王國維案與都數不合						
周武王			7	7	5	7	
	十七年冬十二月王陟年九十四（《御覽》八十四引《帝王世紀》十年九十三歲，《路史發揮》案《竹書紀年》武王年五十四，《編年通載》在位七年年九十三，《皇王大紀》十三年克殷十七年崩						
成王	37		30	37	29	47	
	《漢書律歷志》35，《通鑑外紀》成王在位三十年通周公攝政三十七年						
康王	26		26	26	35	26	
昭王	19		51	51	51	51	
	《通鑑外紀》引皇甫謐曰在位二年						
穆王	55	(55)	55	55	55	55	
共王	12		10	12	12	20	
	《通鑑外紀》引皇甫謐曰在位二十五年						
懿王	25	(25)	25	25	25	25	
孝王	9	(15)	14	15	15	15	
夷王	8		15	16	16	16	16
	《周本紀正義》16						
厲王			十二年王亡奔毘				
	二十六年王陟于毘（《御覽》八百七十九引《史記》共和十四年大旱火焚其屋伯和位立其年周厲王流毘而死立宣王，《通鑑外紀》按自武王元年巳卯至厲王四十年巳未二百八十一年自共和元年庚申至幽王十一年庚午七十一年共三百五十二年，同引古本竹書紀年曰武王至幽王二百五十七年，《十二諸侯年表》共和十四年宣王即位，《皇極經世》五十一年，《通鑑外紀》在位四十年共和十四年，《編年通載》在位三十七年共和十四年，《皇王大紀》十二年出五十一年死						
宣王～景王 跟《十二諸侯年表》一致							

〈表3〉凡例

- ◆古本「竹書紀年」の出典については、方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯證』等を参照されたい。
- ◆「古本竹書」の覽の（ ）内の数値は、『御覽』引く『史記』のものである。
- ◆「帝王」の覽の名稱は、おおむね今本のテキストに一致するが、「帝顓頊高陽氏」を「帝顓頊」とのみ表記したような場合もある。
- ◆アラビア数字は、各帝王の薨年（崩年）である。
- ◆「御覽」の覽の〈 〉内の数字は巻数である。

《表3》には、周の宣王以後を含めていない。というのは、宣王以後景王までは、『史記』十二諸侯年表の周王薨年（崩年）に一致するからである。他に参照すべき諸書も同様であり、十二諸侯年表がいかに規範として重視されていたかがわかる。この点、戦国時代部分については、六国年表が骨格に使用されていないのと対照的である。

《表3》からすると、問題の年次については、戦国時代部分の『大事記』、春秋時代部分の十二諸侯年表ほどに一致するものは皆無である。しかし、比較的多く一致するのは『通鑑外紀』であり、時に注釈に見える古本のテキストや他の諸書を参照したように思える。今本『竹書紀年』独自の年次も少なくないが、それらについて特に古本との比較が可能な場合を見てみると、諸注釈に引かれたテキストに一致するものはむしろ少ない。このことは、これらについても戦国時代部分について検討した結果同様、今本の編者が少なくとも問題の部分について、古本のテキストの残簡を得ていなかったことを示す。恐らく恣意的に配列したのであろう。

ここで王国維『疏証』を参照して話を進める。ここに注目しておかねばならないのは、古本『竹書紀年』からの引用と見られる記事の中に北宋李昉『太平御覽』によると覚しきものがあるという点、および南宋羅泌『路史』に引用された古本『竹書紀年』の記事との対照が可能な記事が比較的多いのにもかかわらず、いずれも一致しないという点、しかるに『路史』そのものの記事には典拠になったと覚しきものがあると言う点である。こうしたことは、今本の編者はこの時期に関する古本のテキストに比較的無関心であり、むしろ宋代の書に重きをおいたことを示すだろう。しかもその宋代書に南宋の『路史』の記述が含まれているらしいという点は、この書の成立を考える上で重要である。

5 おわりに

本論は、古本『竹書紀年』や『史記』に未見の記事をも含めて繫年する今本『竹書紀年』に着目し、その史料性格を検討した。すでにこの種の作業をまとめている王国維の大著『今本竹書紀年疏証』を出発点として、その遺漏を補い、宋代に作られた編年史料との比較を試みた。古本『竹書紀年』や『史記』に未見の記事の中には、越の琅琊遷都の事が含まれている。これが古本『竹書紀年』により繫年した記事なのかどうかひとつの大きな関心事であった。

しかるに、今本『竹書紀年』の繫年に関する根拠を検討した結果、春秋時代（宣王以後）については『史記』十二諸侯年

表の周王紀年、戦国時代については『大事記』の周王紀年と晋・魏君主の配列を骨格とし、諸書に引かれた古本『竹書紀年』の有紀年記事や六国年表上の記載をその骨格に合わせて繋年したものであること、同時期のそれ以外の記事は、紀年なしで引用される古本『竹書紀年』の記事を含めて、ほとんど恣意的に配列したものであること、厲王以前についても、『通鑑外紀』などを骨格としながらも古本『竹書紀年』の記載とも異なる繋年をするなど、恣意的に配列した部分が多いと思われることを指摘し得た。すなわち、古本『竹書紀年』や『史記』に漏れる記事については、繋年史料としては改めて使用し得ない史料群であることが推論できた。

今本『竹書紀年』の越関係記事の多くは、越世家索隠に引く古本『竹書紀年』解釈であった。これらは、古本の史料として利用し得る以上の意味をもたない。越滅亡に関しては、越世家そのものを利用している。この記事の是非は別に論ずる必要があるが、琅邪遷都の記事は『史記』にも未見であり、より史料批判の必要な史料『呉越春秋』・『越絶書』に見えるだけである。今本『竹書紀年』がその骨格をつくるに当たって利用した『通鑑外記』・『大事記』や『稽古録』・『通鑑』などにも、この記事は記されていない。

このことよって、ただちに越の琅邪遷都の記事が創作に基づくことにはならない。しかし、今後は古本『竹書紀年』の記事としてではなく、『呉越春秋』・『越絶書』を検討することによって議論しなければならない。

註

(1) 『竹書紀年』出土の経緯、その後の扱われ方および研究史については、山田統「竹書紀年と六国魏表」・「竹書紀年の後代性」(『山田統著作集』一所収、一九八一年十一月、明治書院)に要領よくまとめられている。

(2) 拙稿「戦国紀年に関する試論―君主在位の称元法からする古本『竹書紀年』の再評価―」(『史学雑誌』掲載予定)

(3) 前掲(2)拙稿において、すべての王について「薨」、諸侯について「卒」を用いることで統一している。本論もこれにならう。

(4) この問題に関連して、平成三年度九州史学会大会考古学部会において渡辺正気氏の「文献より見たる古代山東省の稲作事情―わが国への稲作伝播の背景―」と題する発表があった。越の琅邪遷都に対して関心が示されている。

(5) 林春溥『竹書後案』に書名なしの引用がある。また、より詳しい考証が『四庫提要』にまとめられている。なお張心徵『偽書通考』(上海

商務印書館、一九三九年）史部・編年・竹書紀年を参照されたい。

- (6) 山田前掲「論文を参照されたい。なお、小沢賢二「史記会注校証考補弁証（一）」（『双文』一、一九八四年三月、群馬県立文書館）に、『春秋経伝集解』の版本の問題が論議されており、後序を有するのは淳熙小字本のみであって、南宋相台岳氏本・宋纂図本・足利本にはないこと、阮元による宋本『春秋正義』や明万曆監本『春秋左伝注疏』には存在していることの指摘がある。氏は、十七年実在を想定している（『范洋雅』古本竹書紀年輯校訂補）（『新知識出版社鉛印本、一九五六年、楊家駱主編『竹書紀年八種』（『世界書局、一九六六年』所収）も同様）が、そうではない点は本文に述べる通り。

- (7) 魏世家に採用された恵成王称王前の紀年は、古本『竹書紀年』のそれに比較して一年多い年次となっている（前掲②）拙稿。これは、魏世家が立年称元による年次を採用し、古本『竹書紀年』の方は、これを後に踰年称元に改めた年次を採用したためと考えられる。このずれそのものには、注釈家は容易に気づいたはずだが、その理由には言及していない。魏世家・六国年表が即位以来の年次（実は立年称元による年次）を三十六年までとし、古本『竹書紀年』が後元元年と三十六年（踰年称元による年次）を体裁の上で分けて書いていたことは、称王前及び後元（魏世家・六国年表では襄王）両者の最後の年次が見かけの上で一致する結果を生み、本文のような解釈を確固たるものとした。

- (8) 荀勗は魏世家により恵成王三十六年・襄王十六年の在位合計五十二年間のことを述べながら、後元年次についての上記の説明を付するだけで、合計五十三年間になると言っていない。ただ「太史公司馬遷は恵成王の世を二王の年数と誤つたのだ」と結論づけているだけである。これは、本文のような解釈に立っていたからに他ならない。司馬光『通鑑考異』も、古本のテキストにある「後元十六年恵成王卒」の記事と上記の集解の説を並べているが、矛盾とは考えていないようである。

- (9) ちなみに、南宋の章衡『編年通載』も後元を十七年までとしている（『表②』）。北宋の司馬光（『通鑑考異』・『通鑑』、『表②』）が、十七年を実在の年次とはみていかなかったらしい（見⑧）のと対照的である。少なくとも後元部分について、両者の間における散逸の可能性を示すものである。この点、これまでの散逸に関する議論において語られていないので、ここに注記する。

- (10) 方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯證』（上海古籍出版社、一九八一年）一四一頁等。

付記

すでに本文に触れたように、今本『竹書紀年』の成立時期は、明代が考えられている。これについては、さらに地域を限定することも可能である。というのは次の点が指摘できるからである。

◆素隠を利用して越の記事を丹念に拾っている（ただし滅亡年は『史記』を重視）。越の根拠地は、いうまでもなく浙江紹興である。

◆今本『竹書紀年』に繫年された越の瑯邪遷都の記事（『呉越春秋』によつたと考えられる）に関わるが、瑯邪の王氏を代表する王羲之に関する遺跡である蘭亭は紹興にある。また彼の故宅と称される所も同地にある。

◆周宣王以後春秋時代にいたるまでは『史記』十二諸侯年表に拠っているものの、それ以前は恐らく『通鑑外紀』を骨格に多用し、戦国時代部分は『大事記』を骨格としている（ただし、魏恵成王後元年間のみは、独自の判断）が、『通鑑外紀』の編者劉恕は江西筠州の人、『大事記』の編者呂祖謙は浙江婺州の人である。

以上いわゆる浙江や江西の臭いが強いことに気づく。陳正祥編『中国歴史文化地理図冊』（一九八三年四月、原書房）の図60「明代の進士」、図63「明代の六卿」などを参照すれば明かなように、南京から浙江にかけてや江西は、明代の政治文化の担い手を輩出したところでもある。このことは、同図48「北宋の宰相」などに示された北宋の高級官僚の出身地と比較して対照的である。浙江の杭州や南京が明代の政治文化の中心地であったことを反映して、この紀年が偽編されたことを示唆するようにも思える。

明代編纂説の根拠としては、南宋代の書目に載せられているかどうかや、占本のテキストの引用文との異同、明代思想界の雰囲気などが従来挙げられる（注5）に掲げた林春溥『竹書後案』や張心徵『偽書通考』などを参照されたい。これらに加え、上記の江西や南京、浙江に関する推論が逆に、今本の編纂時期が明代であることの有力な傍証ともなると考えられる。